島根県内水面漁場管理委員会情報セキュリティポリシー

令和７年９月８日

１　目的

島根県内水面漁場管理委員会情報セキュリティポリシーは、島根県内水面漁場管理委員会（以下、「島根県内水面委員会」という。）が取り扱う情報資産のうち、島根県が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

２　定義

本規程の各種用語の定義を次のとおりとする

⑴　島根県情報セキュリティポリシー

島根県が策定する情報セキュリティポリシー（以下、「知事部局ポリシー」という。）のことをいう。

⑵　情報資産

知事部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本ポリシーでは島根県内水面委員会事務局で配備した会議用端末及び端末閲覧用の配信データを対象とする。

３　情報セキュリティ基本方針

島根県内水面委員会の情報セキュリティ対策等に関し本規程に定めのない事項については、原則、知事部局ポリシーの各規定を準用（「第２章　１　管理体制」を除く。）する。

４　情報セキュリティの管理体制

⑴　事務局長

事務局内業務全般の情報セキュリティ管理全般を統括

事務局長は、書記の中から情報セキュリティ管理の補助者を指定することができる。

⑵　書記（主任書記を含む）

事務局長の指示に従い、情報資産を適切に取り扱う。

５　情報資産の取扱い

情報資産の取扱いについては、事務局長が別に定める手順により処理する。

６　その他

上記事項に定めのない事項については、都度、知事部局ポリシーに準じ事務局長が決定する。